



平成 19 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 日本アビオニクス株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長 鈴木 泰 次
(コード番号 6946 東証第二部)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 石川 俊 樹
(TEL 03-5436-0600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 11 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 57 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性の向上および公告手続の合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、やむを得ない事情により電子公告できない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 当社は、本年 4 月 1 日より経営の監督と執行の分離を目指し執行役員制を導入いたしました。これに伴い当社の取締役の員数は今後も現状(6 名)程度で推移すると見込まれることからそれにあわせ削減する(変更案第 1 8 条)とともに役付取締役の制度を廃止(変更案第 2 1 条第 2 項)し、株主総会の招集および議長(変更案第 1 2 条および第 1 4 条)に所要の変更を行うものであります。なお、相談役制度の廃止に伴い現行定款第 2 4 条(相談役)を削除します。
- (3) 取締役の経営責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を 2 年から 1 年へ短縮し、現行定款第 2 0 条に所要の変更を行うものであります(変更案第 2 0 条)。また、平成 1 8 年 6 月 2 9 日開催の第 5 6 期定時株主総会において選任された取締役の任期を明確にするため附則を設けるものであります。
- (4) 社外取締役および社外監査役の期待される役割が十分発揮されるようその責任を限定する規定を設けるものであります。社外取締役については変更案第 2 4 条として、社外監査役につきましては、変更案第 3 1 条としてそれぞれ新設するものであります。
なお、変更案第 2 4 条および第 3 1 条の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。

(5) その他条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月28日

(2) 定款変更の効力発生日 平成19年6月28日

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(公告の方法) 第5条 本会社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。</u></p> <p>(招 集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。 2) <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて代表取締役がこれを招集する。代表取締役が2名以上の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</u></p> <p>(議 長) 第14条 <u>株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長が欠員であるかまたは事故があるときは、社長がこれにあたり、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(員 数) 第18条 本会社に取締役<u>18</u>名以内を置く。</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。<u>ただし、補欠または増員に係る取締役の任期は、現に就任している他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(公告の方法) 第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p>(招 集) 第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。 <p style="text-align: center;">削除</p></p> <p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、<u>代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が2名以上のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序による。</u></p> <p>2) <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(員 数) 第18条 本会社に取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役) 第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p>
<p>2) 取締役会は、その決議により取締役会長、社長および副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p>(相談役) 第24条 取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">削除</p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第24条 本会社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第31条 本会社は、社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第31条～第33条 省略</p>	<p>第32条～第34条 現行どおり</p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p>
<p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>第20条の規定にかかわらず、平成18年6月29日開催の第56期定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前のおりとする。なお、本附則は、該当する取締役全員の任期満了後、削除するものとする。</p>